

平成 29 年度 第 2 回

寝屋川市都市計画審議会

議 案 書

目 次

案件（１） 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定） -----	1
（議案第 131 号）	
案件（２） 東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（府決定） -----	4
（議案第 132 号）	
案件（３） 東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（府決定） -----	6
（議案第 133 号）	
案件（４） 東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（府決定） -----	8
（議案第 134 号）	
案件（５） 寝屋川市景観計画変更（素案） -----	10
（議案第 135 号）（景観法第 9 条第 2 項に基づく意見聴取）	

案件（１）東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）
（議案第 131 号）

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更(寝屋川市決定)

東部大阪都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
小路南町10	寝屋川市小路南町地内	約 0.13 ha	追加
打上中町4	寝屋川市打上中町地内	約 0.09 ha	追加
寝屋南二丁目3	寝屋川市寝屋南二丁目地内	約 0.24 ha	区域変更
寝屋南二丁目4	寝屋川市寝屋南二丁目地内	約 0.28 ha	区域変更
打上中町1	寝屋川市打上中町地内	約 0.54 ha	区域変更
東神田町2	寝屋川市東神田町地内	約 0.18 ha	区域変更
新家一丁目1	寝屋川市新家一丁目地内	約 0.12 ha	区域変更
小路南町8	寝屋川市小路南町地内	約 0.13 ha	区域変更
国松町3	寝屋川市国松町地内	約 0.22 ha	区域変更
寝屋南二丁目6	寝屋川市寝屋南二丁目地内	約 0.00 ha	廃止
寝屋南一丁目4	寝屋南一丁目地内	約 0.00 ha	廃止
打上元町8	寝屋川市打上元町地内	約 0.00 ha	廃止
小 計		約 1.93 ha	
池田一丁目1他275地区		約 60.56 ha	変更なし
合 計	285地区	約 62.49 ha	

理 由

寝屋川市の市街化区域の優れた環境機能及び多目的
保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって
良好な都市環境の形成に資すること、または、生産緑
地法第3条第1項に基づく生産緑地地区の指定、同法
第10条に基づく買取り申出による行為制限の解除に伴
い、本案のとおり生産緑地地区を追加、変更及び廃止
しようとするものである。

案件（２）東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（府決定）
（議案第 132 号）

計推第 1726 号

平成 29 年 10 月 18 日

寝屋川市長 様

大阪府知事



東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更について（照会）

標記について、次のとおり変更するので、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴市の意見を求めます。

【担当】	大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 土地利用計画グループ 横山、小辻
【TEL】	06-6941-0351（代表）（内線6776）
【TEL】	06-6944-6776（直通）
【E-mail】	Kotsujik@mbox.pref.osaka.lg.jp

案件（3）東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（府決定）
（議案第 133 号）

計推第 1729 号
平成 29 年 10 月 18 日

寝屋川市長 様

大阪府知事



東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について（照会）

標記について、次のとおり変更するので、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴市の意見を求めます。

【担当】 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課
土地利用計画グループ 横山、小辻
【TEL】 06-6941-0351（代表）（内線6776）
【TEL】 06-6944-6776（直通）
【E-mail】 Kotsujik@mbox.pref.osaka.lg.jp

案件（４）東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（府決定）
（議案第 134 号）

計 推 第 1731 号

平成 29 年 10 月 18 日

寝屋川市長様

大阪府知事



東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更について（照会）

標記について、次のとおり変更するので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、貴市の意見を求めます。

【担当】 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課

土地利用計画グループ 横山、小辻

【TEL】 06-6941-0351（代表）（内線6776）

【TEL】 06-6944-6776（直通）

【E-mail】 Kotsujik@mbox.pref.osaka.lg.jp

案件（５）寝屋川市景観計画変更（素案）

（議案第 135 号）（景観法第 9 条第 2 項に基づく意見聴取）

別紙「寝屋川市景観計画変更（素案）等資料」のとおり